

バリアフリー基準・ガイドラインの今後検討すべき主な課題（案）

令和2年度に「公共交通機関のバリアフリー基準等に関する検討会」を設置し、学識経験者、高齢者、障害者等関係団体、事業者団体等の参画を得て、バリアフリー基準に基づき整備された設備を使用した役務の提供の方法に関する基準の内容、及びガイドライン改訂の主たる検討項目について検討を行った。これを踏まえ、基準省令の改正及びガイドライン（役務編）の策定を行ったところである。

検討会の議論の中では、今回のバリアフリー基準において規定の対象外となったソフト対応等について多くの意見が出された。

下記に示した主な課題は、今後、ソフト基準及びガイドライン（役務編）の見直しを行うにあたって念頭に置くべき事項として記載したものであり、何らかの機会を捉えて検討することが望まれる。

【今後の検討課題】

○ ハード設備の代替としてのソフト対応について

・ 設置されていないハード設備の機能の代替として行われるソフト対応の扱い
（設備の整備を基本とし、一時的な代替手段として扱う、又は設備の整備と同等とし、バリアフリー化が達成されるものとして扱うか）

・ 一時的に使用できないハード設備の代替としてソフト対応を行う場合、当該対応に求めるものについて
（代替手段の案内やウェブによる周知活動等、情報の提供のソフト対応、当該ハード設備の機能の代替をソフト対応で補助すること等）

○ ハード設備の機能の補助としてのソフト対応のあり方について

・ ハード設備の機能の補助として行われるソフト対応の扱い
（設備の機能強化を基本とし、一時的な代替手段として扱う、又は設備の機能強化と同等として扱うか）

・ 設置されたハード設備の機能を上手く利用できない旅客への具体的なソフト対応について